

第6回

厚生小委員会会議録

平成16年1月22日（木）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第6回 厚生小委員会

○日 時 平成16年1月22日(木) 午後3時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室

○出席委員(8名)

委員長	浅田 清喜	尾西市議会議員	副委員長	吉田 勇吉	一宮市議会議員
委員	日比野友治	木曾川町議会議員	委員	友定 良枝	一宮市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	不破 孝彦	木曾川町学識経験者	〃	松村真早美	木曾川町学識経験者

○欠席委員(1名)

委員 枅倉 勲 一宮市学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議厚生第17号 公共的団体等の取扱いについて

3. その他

・厚生小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 6 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 厚生小委員会」を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、3号委員の栃倉委員さんから欠席のご連絡を、また2号委員の日比野委員さんから所用にて少し遅れますとのご連絡をいただいているところでございます。

従いまして、本日の出席状況は、委員総数9名のうちご出席予定が8名となっており、小委員会規程第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは浅田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○浅田 清喜委員長

ご苦勞様でございます。今日は格別寒い折でございますが、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日の議事に入ります前に、先回の協議の中で宿題となっております事項がございましたので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

どうぞ、事務局。

○伊神 正文事務局課長

これは、ご自宅の方に配付させていただいた資料の中に入っている資料でございます。愛知県内類似団体等障害者手当一覧という書類をお送りしてあると思います。これは前回の小委員会の中で、障害者手当につきましては合併後2年間は現在のそれぞれの市町の水準を維持する、その後、尾西市を基本にしつつ統一をするが、重度障害者、ここでいいます身体障害者の1・2級の方、療育のA判定の方、ここにつきましては3年目以降、類似団体の様子を見ながら調整するといった調整方針とさせていただいたものでございます。

県内の類似団体、30万以上の都市の状況を調べましてご報告したものでございます。

春日井市が身体1・2級、療育A判定もが4,500円、岡崎市が3,500円、豊田市が4,500円、一部介護保険の認定をしていない方とかといった条件つきで5,500円という欄もございます。豊橋市が4,200円といった状況でございました。これは先ほども述べさせていただきました調整方針（案）どおり、2年後他都市の水準を見ながら決定するというところでございますので、本日これを見て決定するというわけではございませんが、2年後、このような状況あるいは新市の経済状況等を勘案しながら、そのときの福祉サイドの方で決定し、また議会の方に提案申し上げるといったことで決定されるのではと考えております。

私からは、以上でございます。

○浅田 清喜委員長

ただいま事務局から類似団体の障害者手当の給付状況についてご説明がございました。

これはかなり皆さん方に議論をしていただいております、特に木曾川町につきましては高い基準をお持ちでございましたので、ご意見もかなり出てまいりました。この前、お締めをいただくときにも、こういう類似団体に2年後合わせていくというご理解をいただいておりますが、このことにつきましてご意見等がございましたら、お聞かせをいただければありがたいと思っています。

2年間はそのまましていくということで、3年目からということになるということですから、木曾川町とはそれでも格差は大分あるかと思っていますけれども、この前、一宮市の助役さんからそういう調整のご意見もございましたので、これではようございますでしょうかね。

日比野委員さん、すみませんけど、この前の福祉の木曾川町が2万円で、ほか下がっているという事で、類似団体に合わせると一宮市の助役さんの方から補足説明がございまして、今日ここに表がお手元に配付されておりますが、2年間はそのままいきますけれども、3年目以降は類似団体に合わせることですから、おおよそ春日井市、岡崎市、豊田市、豊橋市に合わせていただけるものだろうと思っていますが、ご意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

どうぞ。

○吉田 勇吉副委員長

調査していただいた、特に岡崎市、豊田市、豊橋市、これは三河地方は、当市を含めて2市1町とは財政状況が少し異なるというのもあって、若干同等の考えでは大変厳しいなと思って見ているのですけれども、春日井市はまた特別に手厚い手当を出してみえるということではありますが、2年後においてその間にさまざまな諸状況を勘案しながら結論を出していくということでもありますので、私は当局説明を了として結構であります。

以上であります。

○浅田 清喜委員長

ほかの方はどうですか。

当然また議会等に提案をされましたときに類似団体と余りにも格差ができてきていけば、ご指摘を議会でされるだろうと思っていますので、この調整（案）で決めさせてもらってようございますか。

では、ほかにご意見等もないようでありますので、障害者福祉事業の調整方針につきましては、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整をすとなっておりまして、新市におきましても、さらに伺いましたご意見等も取り入れていただき、ご調整をいただきますようによろしくお願いをいたしておきます。

それでは、本日の議題の協議事項第17号、公共的団体等の取扱いにつきまして議題とさせていただきます。

資料の1ページをお開きいただき、前回の小委員会におきまして提案をさせていただき、各市町へお持ち帰りになっていただいておりますので、ご検討の結果をご報告いただき、

ご意見もまた賜りたいと思います。

事務局、これ、もう一度説明をしてもらった方がいいでしょうか。
どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

再度、私の方から公共的団体の説明をさせていただきます。

今、委員長さんの方から申し上げました資料1ページでございますが、調整方針といたしましては、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとするとして総論で書かせていただいております。

1番目といたしまして、2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。

2番目といたしまして、2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。

3つ目といたしまして、独自の団体は、現行のとおりとするといった調整方針でございます。

お手持ちであろうと思いますが、附属資料の方の1ページでございますが、一宮市の民生・児童委員協議会から福祉関係あるいは健康関係と団体名を書かせていただいております。これも前回の説明と同じでございますが、公共的団体というものについて明確な定義というものはございません。このほかにも、たくさんに公共的な活動をしている団体は数多くあろうかと思えます。あくまでも今回はこの分野での例示といったことでご理解を賜りたいということは、前回も出させていただいたとおりでございます。先ほどの調整方針と重複いたしますけれども、これとその実情を検討しながら、統合・再編に努めていただく、これを行政の方がバックアップしていくといったような内容でご理解を賜りたいということで提案させていただいたものでございます。よろしく願い申し上げます。

○浅田 清喜委員長

これは先回もお配りをさせていただきました。このような団体は幾つあるのですか。

○伊神 正文事務局課長

60、70ぐらい。

○浅田 清喜委員長

70ぐらいですか。今こういう公共的団体で合併を進めていこうという話し合いがなされている団体というのはどのくらいあるのでしょうか。

どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

例えば、上から4つ目、これはまた後ほどその他のところで私の方から報告させていただくと思いますが、社会福祉協議会。あるいは、少し下の方になってまいります、シルバー人材センター等々は今現在協議の席に着いて、テーブルに着いているといったことでございます。そのほか、例えば老人クラブ連合会等は調整方針の中で今後二、三年かけさせていただいて調整させていただくとかといった報告もさせていただいております。

医師会の方も今このテーブルに着かれていますといったことのようにございます。

今日の中日新聞にさいたま市のソフトボールクラブが云々と書いてございまして、ああいったことはやはり望ましい姿ではないと思います。私どもが民間の団体に介入することは余りよろしくないとは思いますが、着かず離れずのところでは私どもの方も少し見届ける必要があるのかなと考えているところでございます。

○浅田 清喜委員長

いかがですか、60ぐらいあるそうでございますので、ご意見は……。
どうぞ。

○青木 隆子委員

行政が見届ける形ということは、団体によっては今の規模で、これ以上拡大は余り考えていないとか、そういうことも団体にお任せするということですか。

○浅田 清喜委員長

どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

拡大しないというのは統合・再編をしない、そのまま単独でいくという意味でしょうか。それは最終的に、その団体がそのような決断をされれば、それもやむなしかなと考えます。行政側から強引に統合しなさいといったことはなかなか言えないと思います。

○青木 隆子委員

もう一点ですけれども、民生委員の方の関係で、この資料をお見せして、眺めたところ、本来民生委員は民生委員・児童委員という形で、両方のお仕事をさせていただいているのですけれども、圧倒的に民生委員のお仕事の方が多いものですから民生委員という通称になっていて、しかも尾西市の場合は「尾西市民生委員協議会」という名前になっているのです。これを見たときに、一宮市の方、「民生児童委員協議会」、木曾川町が「民生委員児童委員協議会」。だから、尾西市の中では、木曾川町のこの名称が本来一番正しいのでしょうかねという話が出ていました。合併とともに、もしきちんとするならば、こういう方向が本来正しいのかなという意見が民生委員の中からは出ていました。

○浅田 清喜委員長

どうぞ。

○河村 正夫福祉分科会長

一宮市の福祉課の河村です。

今、委員の方からお話ございましたが、確かに正式名で言えば「民生委員児童委員協議会」という形になりますので、民生委員は児童委員も兼ねるということでございますので、形としましては「民生児童委員協議会」がよろしいかと思うのですが、それにつきましては、各県内及び他市につきましても「民生児童委員」という形でも名称がございまして、一宮市の方法または木曾川町の方法、どちらをとるかをこれからまた会がございまして、そちらの方で調整していくという形で、尾西市の「民生委員協議会」という形ではないという、これだけは言えるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅田 清喜委員長

先程不破委員さんの手が挙がっておりまして、すみません。

○不破 孝彦委員

調整方針の中で（３）の「独自の団体は、現行のとおりとする。」とありますが、独自の団体を調べてみますと、一宮市の場合が８団体、それから尾西市はゼロになっていますね、独自では。それから、木曾川町は２つの団体がありますが、これ現行のとおりということになりますと、新市になってもこれまでの一宮市は一宮市で行う、木曾川町は木曾川町で行うということを書いてみえるのか、ちょっと確認したいと思います。

○浅田 清喜委員長

どうぞ、お答えをお願いします。

○伊神 正文事務局課長

この「独自の団体は、現行のとおりとする。」といったことにつきましては、２市１町の中でこの団体しかないといったところはいわゆる統合・再編しようがないわけでございますので、それを合併時に行政の方から、廃しなさいということはできませんから、そのまま残っていかれるものであろうということでございます。これが２市１町の中で尾西市、木曾川町の中に広げられたらどうかというのは、これはやはり団体のご意思、団体がどのように考えられるかといったことございまして、例えば一宮市にある任意団体が尾西市、木曾川町の住民の方も入っていただくとということになれば、それはそういう格好でエリアが広がるでしょうし、そのまま一宮市のあるいは尾西市の固有の団体であるということで続けるならば、それはそのままの形で続けられるだろうと考えております。

○浅田 清喜委員長

ようございますか、どうぞ。

○不破 孝彦委員

そうしますと、木曾川町の福祉の方の木曾川町地域福祉ネットワーク会議、木曾川町健康づくり食生活改善協議会のこの２つ、以前、高齢福祉事業として基幹型在宅介護支援センターは木曾川町の事業に合わせるということになっておりました。それから、木曾川町健康づくり食生活改善協議会も木曾川町の事業に合わせるということになっていきますので、これは新市になっても、尾西市にも広げ、一宮市にも広げられると私は解釈していたわけなのですよね。ですから、そういう点から言いますと、これは２市１町で、全新市でやっていただけるものと思っておりますが、事務局の方はどうでしょうか。

○浅田 清喜委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

それはもうおっしゃるとおりでございまして、今おっしゃいました例えば木曾川町の健康づくり食生活改善協議会というのは、合併時に木曾川町の事業に合わせるといった調整方針になっております。これにつきましては、この調整方針（案）どおり、一宮市、尾西市にもこの協議会は広めるといったことございまして、ですから、ここの欄に上がって

るもので、別途ほかの項目で協議で決定されたものはそのとおりでございます。そこにな
いもの、今までの調整項目の中に上がっていない団体もございますので、それらについて
は従前に協議していないわけでございますから、その独自の任意団体が合併後新市におい
てどのように活動されるかというのはその団体の判断であるという意味合いでご理解いた
だきたいと思います。

○不破 孝彦委員

わかりました。

○浅田 清喜委員長

では、副委員長、どうぞ。

○吉田 勇吉副委員長

先ほど民生児童委員協議会と、それから尾西市の場合は民生委員協議会ということで、
私は過去の経験の中から民生と児童というのはかなり年齢差があると。民生委員さんが主
にやってみるのは高齢者を対象にいろいろとご尽力をいただいている。児童委員会とい
うのはどうしても小学生対象ということでもありますので、今事務局からの答弁であります
と、将来的には県の方の動向、考え方を参考にしながら、今までどおり民生児童委員協議
会にするのか、民生委員会と児童委員会は別にするのか。そこらあたりを、やはり民生委
員さんも子どもの面倒、お年寄りの面倒、両方見ていかななくてはならん。そうなると、委
員の構成上、より高齢者に近い役員さん、当然中高年の方がおやりになる。ところが、子
ども対象の委員さんというのはどうしても若年層の方が多くなる。それで、そこらあたり
の役割分担を、子ども中心の児童育成協議会の方にも協力していただいて、児童の方はそ
ちらでいろいろ面倒見てもらう。そして、民生委員さんの方は高齢者の、高齢化社会がこ
れからますます顕著になってきますので、よりお話がよくわかる、相通ずる話のできる人
にやっていただいた方がいいのではないかと。私はそう思っておりますが、どうでしょうか。

○浅田 清喜委員長

どうぞ。

○青木 隆子委員

今のお話のとおり、民生委員の関係はやはりお年寄りの関係が仕事の大幅な部分を占め
ています。それで、児童委員の部分というのは民生委員さんの意識の中にも、昔はお年寄
りの世話ばかりでしたが、今は子どもの方もたくさん増えてきました。それで、やらなけ
ればいけないことも、虐待の問題、子育て支援の問題、たくさんになってきています。そ
こで児童のことが少し、なおざりではないですけれども、力の入れる度合いがという
ことを心配されて、私たち主任児童委員というのが国際児童年のときに新たに子どもを育
てているお母さん方に少しでも近い年齢ということで、民生委員さんの定年は75ですけれ
ども、私たちの主任児童委員は55の定年で、一応主任児童委員の人数が足りないとは思
いますが、一宮市の場合は32人ですね。尾西市は8人ということで、前回の改選のときに増
やしていただきました。一応児童の方を専任という形で、学校の先生をしていらっしやっ
た方、保育園に勤めていた者――者というのは、私がそうだったものですから、すみませ

ん、者と申しましたけれども、あとは保健師さん、看護師さんだとか、子どもの専門の知識を持った者が主任児童委員として今は出ております。まだまだ足りません。それに、民生委員さんのお仕事が大変で、もっと人数を増やしてほしいと思っているぐらいです。一宮市の方は次の改選時、今年の12月ですけれども、11月末で終わるものですから、そのときに人数の増員を県の方へお願いされるという事になりました。とても私たち間に合いませんし、民生委員の方と連携をとってという形でやってはおりますけれども、まだまだ足りるとは思っておりません。

○浅田 清喜委員長

事務局、どうぞ。

○河村 正夫福祉分科会長

今、青木委員さんの方からも答えていただいたのですけれども、実は、民生委員は児童委員も兼ねるという形で現在なっておりますので、そういった中で子どもさんの方は児童虐待等増えてきて大変見えにくいところがあるのですが、青木委員さんおっしゃるとおり、主任児童委員が一宮市の場合は3年前までは1人であったのですけれども、今、各地区に2名ということで16連区で32名がそういったお子さんを中心に見ておるという中で、また2人に増えたのですが、地区によっては2人では足りないから3人とか、そういう話も今聞いております。

ただ、それにつきましては、民生委員が39人までについては2人とか、そういうことの決めがございまして、そういった民生委員さんの数によって主任児童委員も数が決まって2人が最高ということでございますので、一宮市の場合も現在39人、40人を超える地区連がございませぬので、今のところは2人ということで、これはいかざるを得ないかなと思います。ただ、先ほどのまた同じお話ですけれども、各地区で改選に当たって民生委員さんがこの地区は2人いないとだめだということで、いろいろと増員要望が出ておりますので、そういったところはある程度私どもも県の方に働きかけて、もっときめ細かな形で見ていただけるような形では考えておりますので、よろしく申し上げます。

○浅田 清喜委員長

どうぞ。

○吉田 勇吉副委員長

答弁は了としますけれども、例えば今私の連区で言いますと、4,000世帯で2名の方、1名の方が2,000世帯対象にいろいろとご尽力をいただくということになりますけれども、今の答弁の中でなるべくきめ細かくしていこう、そういうことであれば、その方法でひとつ整理統合の方へやっぱり努力していただきたい、そう思います。

以上です。

○浅田 清喜委員長

ようございますか。これ、兼務は兼務なのですよね。民生委員が児童委員も兼ねているということには、いろいろ厚生省からの委嘱を受けられるときに2つお受けになってみえるわけでしょう。その中でまた主任の方がいて、直接やっていたらいい。なかなか

民生・児童委員と言われましても難しいところもあるわけですね。これは、青木さんは直接実務をやっていたいておりますので、今ご要望の強かったような形で、きめ細かなことができますようお願いをしておきたいと思います。

ありませんか、ほかは、ようございますか。

では、いいご意見がございましたので、また事務局の方も今後、県等と打ち合わせをして、少しでも主任児童委員が増えていくような形でのお骨折りをお願いさせていただきまして、協議事項第17号の調整方針につきましては原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

異議なしと認め、協議事項第17号は原案のとおり承認をされました。

大変恐縮です、続きまして、次第3、その他に入ります。

事務局より説明を求めます。

○伊神 正文事務局課長

それでは、私の方から従前、青木委員さんの方から社会福祉協議会の合併協議の進捗状況について教えてほしいといったことがございまして、前回お答えした経緯がございます。今回も、去る12月24日、第3回の社会福祉協議会の合併協議会が開催されまして、そこで決定したことを私の方から報告させていただこうと思います。

まず、協定項目第1号となっておりますが、合併の方式は「対等合併編入方式」。

それから、合併の期日といたしまして平成17年3月を目標。

それから、協定項目第3号、新しい社会福祉協議会の名称は「一宮市社会福祉協議会」と決定したということでございます。

それから、協定項目第4号の事務所の位置といたしましては、現在の一宮市社会福祉協議会の所在地、一宮市大和町宮地花池字中道9-16を本部とし、他の2つをそれぞれ尾西支部、木曾川支部とするということで決定をいたしております。

次に、協定項目第5号、財産及び債務の取り扱いについてはすべて一宮市社会福祉協議会に引き継ぐと、この5つを決定いたしております。

さらに、協定項目を3つほど提案されております。これは、介護保険事業、支援費事業、各種事務事業についてといったことで今提案がされております。介護保険事業としましては、訪問介護事業あるいは居宅介護支援事業を現行どおり存続するといった内容で提案されているものであります。それから、支援費制度につきましては、居宅介護等事業の現行どおりの存続といった内容のようでございます。あと、各種事務事業につきましては、ボランティアセンター事業あるいは車いす貸与事業等々の事業の調整内容を今提案されているといったことでございまして、これも次回の社会福祉協議会の合併協議会で決定されると思いますので、また決定次第詳しい内容をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○浅田 清喜委員長

どうぞ。

○森 輝義事務局長

それでは、続きまして、次第の最後の2ページ、資料2をご覧いただきたいと思います。

次回「第7回 厚生小委員会」は2月19日を予定しておりましたけれども、本日の議題をもちまして当初付託を予定しておりました調整項目の協議がほぼ終了いたしましたところでございます。従いまして、本日の委員会をもちまして厚生小委員会は一応終了したいと、このように考えているところでございます。

なお、今後、協議すべき事項が生じた場合には、改めて事前に皆様方に文書にてご通知申し上げますので、よろしく申し上げます。

その他については、以上でございます。

○浅田 清喜委員長

その他の今、社会福祉協議会についてのご説明ございましたが、そのことにつきましてございますでしょうか。

またこれは合併協議会の中にご報告がされるということでございますので、そのときにご意見等もあれば、お願いをしたいと思います。

6回にわたりまして常時熱心なご討議をいただきましたことに厚くお礼を申し述べさせていただきます。当厚生小委員会は本日をもちまして一応終了という形になりますが、合併協議会は今後とも開催がされてまいります。平成17年3月の合併に向けて今後とも熱心なご討議をよろしくお願いさせていただきたいと思っております。

本当にご熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

午後3時32分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年2月4日

会議録署名委員 吉田 勇吉 (自署)